

事務連絡
令和4年2月2日

地方厚生（支）局医療課長 殿

厚生労働省保険局医療課
医療指導監査室長

新規指定時集団指導及び新規個別指導の対象についての一部改正について

保険医療機関及び保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）の新規指定時集団指導及び新規個別指導（以下「新規指導」という。）については、「保険医療機関等及び保険医等の指導及び監査について」（平成7年12月22日付け保発第117号厚生省保険局長通知）等に基づき実施しているところです。

また、新規指導の対象保険医療機関等については、「新規指定時集団指導及び新規個別指導の対象について」（平成30年3月2日付け医療指導監査室長事務連絡）により取り扱うこととしてきたところですが、一部の保険医療機関等において、保険診療（調剤）や診療（調剤）報酬請求のルールを早期に習得することができない事象が生じているため、当該機会を適正に確保する観点から、下記のとおり改めることとしましたので、今後はこれにより取り扱われるよう通知します。

記

1 対象とする保険医療機関等

新規指定した全ての保険医療機関等が新規指導の対象であるが、そのうち、遡及による指定（別添「保険医療機関等の新規指導の対象について」の（※1）の保険医療機関等については、次の場合に依じて対象とする。具体的には別添のとおり。

なお、新規指導の対象とならない保険医療機関等についても、新規指定時集団指導を実施することは差し支えない。

(1) 前保険医療機関等において新規個別指導又は個別指導が実施されていない場合

(2) 前保険医療機関等において新規個別指導又は個別指導が実施されている場合

① 開設者及び管理者がともに別人の場合

ただし、開設者が個人から法人（法人から個人）に組織変更した遡及指定については、法人代表者と個人開設者が同一人の場合には開設者同一とみなし、「開設者及び管理者のいずれかが同一人」に該当するものとして扱うこと。

- ② 開設者及び管理者のいずれかが同一人の場合であって、前保険医療機関等において新規個別指導又は個別指導の指導結果が再指導で未了なもの。
- ③ 開設者及び管理者がともに同一人の場合であって、前保険医療機関等において新規個別指導又は個別指導の指導結果が再指導で未了なものについては、新規個別指導の対象外とし、指導大綱に定める個別指導の選定基準「⑦その他特に都道府県個別指導が必要とみとめられる保険医療機関等」により選定のうえ、原則として個別指導を実施する。

2 施行時期

令和4年4月1日以降に実施する指導から適用する。